

# 5月NEWS

## (1) 税務情報

来年10月に消費税が増税(8%→10%)される予定ですが、先日の新聞に来年の消費税増税時に『消費税還元セール』を解禁する事を政府が検討するという記事が載っていましたので、過去の増税時と比較し消費者視点で今後の展望を予想したいと思います。

### ○前回(2014年)の消費税増税時(5%→8%)

消費税還元を謳ったセールを禁止する特別措置法が国会で作られたため、企業は還元セールを行う事ができず増税直後に値上げが集中してしまいました。消費者も消費税が5%から8%に上がる前に買いためなければという心理が煽られ、駆け込み需要が増え、増税後には需要が大きく落ち込みました。この増税後の需要の減少は増税後1年間続き景気低迷の一因にもなってしまいました。

### ○今回(2019年)の消費税増税時(8%→10%)

今回は還元セールを予め認める事で、小売業は還元セールと銘打ち、消費者にわかりやすいセールを行うことができるようになります。また、消費者も増税前の購入心理が多少和らぐため、前回のような混乱や消費税増税前後の需要の増減を緩和できるのではと踏んでいるようです。

### ○消費者はいつの時点で購入するのが一番お得なのか

もちろん、増税前に購入する方が安いはずなのは間違いありません。

ただし、今回の増税は今までの増税と違い、消費税軽減税率制度が増税と同時にスタートする予定なので、一概に増税前に買い込む方が得をするわけではありません。

※制度自体の詳細は弊社の9月のNEWSをご参照ください。

消費税軽減税率制度は、簡潔に言うと‘お酒を除く飲食料品’と‘定期購読の新聞’が対象です。新聞を買いだめする事はないと思いますので飲食料品に絞ってお話をする、スーパーでのお買い物のうちお酒を除きほぼ全ての飲料・食料品が対象ですので、増税前に賞味期限を気にしつつ焦って購入する必要はなさそうです。

つまり、この制度の対象ではないものについては、例えばトイレtpーパーなどの日用品は、各お店で行われる還元セールを見極めて増税前に購入する方が良いのか否かを判断する必要がありそうです。

### ○結論

今回、政府が還元セールの解禁を検討するのであれば、企業も実施に向けて準備するはずで

今後増税前に解禁の成否が発表されるはずですので、消費者の皆様はその発表後に公表されるであろう各お店の還元セールの内容をじっくり読んで頂き、飲食料品以外の品の購入を検討頂ければと思います。

今回は新しい税制の情報ではありませんでしたが、今回の記事が皆様の日頃の節約術の一助になれば幸いです。

## (2) 5月の主な税務

5月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
5月10日	4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月31日	3月決算法人の確定申告
5月31日	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
5月31日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
5月31日	9月決算法人の中間申告
5月31日	消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人の3月ごとの中間申告
5月31日	消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

## (3) スタッフの一言

平成最後のゴールデンウィークが終わりましたが、五月病にはなっていないでしょうか？

私は今週中にも完治予定です。皆様もお体にはお気を付けください。

担当 東京：鈴木